

社会福祉法人市原寮役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人市原寮（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費及び宿泊費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬及び費用を支給する。

- (1) 理事長（常勤） 報酬及び費用
- (2) 非常勤の役員 報酬及び費用
- (3) 評議員 報酬及び費用

2 本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額)

第4条 理事長に対する報酬の額は年額1000万円とする。ただし、1年に満たない期間は月割りとする。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、理事会及び評議員会への出席、監事監査の実施、その他職務の執行について、日額2万円とする。

3 役員等が職務執行にあたって負担した費用については、上記報酬とは別に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、年額を12か月に分割し、毎月25日に本人が指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。25日が銀行休業日であるときは直前の銀行営業日に支給する。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、会議への出席など職務を行った都度支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和4年10月24日改正し、同日から施行する。